

告示

埼玉県告示第六百六十二号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和元年十一月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 知事指定薬物

- イ ー（ベンゾフランー六ール）ー N ーエチルプロパンー二ーアミン（通称名六ーEAPB）及びその塩類
- ロ ー（ベンゾフランー四ール）ー N ーエチルプロパンー二ーアミン（通称名四ーEAPB）及びその塩類
- ハ （ーシクロヘキシルメチルー H ーインドールー三ール）（ナフタレンーール）メタノン（通称名NEーCHMIMO、JWHー〇一八 cyclohexylmethylderivative、CHMー〇一八）及びその塩類

二 効力発生の日

令和元年十一月十五日